

京都YMCAへの寄付のご協力をいただく皆様へ

公益財団法人京都YMCAへの寄付金は確定申告により寄付金優遇税制が適用されます。

注)確定申告をしないと所得税の控除は受けられません。勤務先などでの年末調整での手続きはできません。詳しくは最寄りの税務署・税理士にお問い合わせください。

個人によるご寄付

個人の寄付は、以下の「所得控除」か「税額控除」のいずれかを選択していただけます。

【申告に必要なもの】

- 確定申告書(サラリーマンは給与所得者の還付申告書)
- 源泉徴収票
- 京都YMCAの発行した領収書
- 税額控除に係る証明書の写し(税額控除をご希望の方はお申し出ください。)

【寄付金控除(所得控除)】

次の算式で計算した金額が「**所得控除**」として、所得額から控除されます。

[寄付金合計額 - 2,000円] ただし、年間所得の40%が上限です。

【寄付金控除(税額控除)】

次の算式で計算した金額が「**税額控除**」として、所得税額から控除されます。

[(寄付金合計額 - 2,000円) × 40%] ただし、年間所得の40%が上限です。

控除額は所得税額の25%が限度です。

法人によるご寄付

公益法人(財団法人・社団法人・認定NPO等)への寄付は、一般寄付と別枠で損金算入限度額の範囲内(寄付金の合計額と損金算入限度額いずれか少ない金額)での損金算入が認められます。なお、損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金の額に含めます。

【損金算入額算式】

(資本金等の金額×1,000分の2.5 + 所得の金額×100分の5)×0.5